

平成19年6月5日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 6 報告第1号 平成18年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 7 報告第2号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 8 報告第3号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 9 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 10 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 11 議案第33号 政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第34号 太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第35号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 6 報告第1号 平成18年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 7 報告第2号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 8 報告第3号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 9 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 10 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 11 議案第33号 政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第34号 太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第35号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

1 番 井 川 芳 昭
3 番 中 島 貞 次

2 番 清 原 良 典
4 番 上 山 隆 弘

5 番 服 部 千 秋
7 番 井 村 淳 子
9 番 嶋 澤 達 也
1 1 番 熊 谷 直 行
1 3 番 村 田 興 亞
1 5 番 橋 本 恭 子

6 番 長谷川 原 司
8 番 中 井 政 喜
1 0 番 花 畑 奈知子
1 2 番 上 田 富 夫
1 4 番 桜 井 公 晴
1 6 番 北 川 嘉 明

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長 山 本 修 三
書 記 西 田 美智子

書 記 藤 井 仁 美

説明のため出席した者の職氏名

町 長 首 藤 正 弘
教 育 長 圓 尾 哲 一
生活福祉部長 丸 尾 満
教 育 次 長 塚 原 二 良
監 査 委 員 改 發 一 郎

副 町 長 八 幡 儀 則
総 務 部 長 佐々木 正 人
経 済 建 設 部 長 富 岡 慎 一
財 政 課 長 香 田 大 然

議長あいさつ

○議長（北川嘉明） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、議員各位にご披露申し上げます。去る5月28日の兵庫県町議会議長会第58回定期総会において、本町議会議員村田興亞議員が20年の永きにわたり地方自治の振興発展に尽くされた功績が顕著であるとして、兵庫県町議会議長会より表彰されました。

ここに村田議員の栄誉をたたえ、本席よりお祝い申し上げます。おめでとうございます。

さて、立夏も過ぎ、風清らかな初夏の候となつてまいりましたが、議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成19年第3回太子町議会定例会（第408回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえません。今期定例会に提案されます案件は、人事案件、予算関係、条例改正等、いずれも重要な案件であります。何とぞ議員各位におかれましては格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当

な結論が得られますようお願い申し上げます、まことに簡単措辞ではございますが、開会のごあいさつといたします。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長（首藤正弘） どうも皆さんおはようございます。

平成19年第3回太子町議会定例会（第408回町議会）が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

木々の緑もようやく深くなり、次第に初夏の気配が色濃く感じられることとなりました。議員各位におかれましては何かとご多忙のところを、ご健勝にて本会議にご出席いただきましてことに対しまして厚くお礼を申し上げます。平素は太子町行政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っていますこと感謝申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、人事案件1件、報告案件3件、承認案件2件、条例案件3件、計9件のご審議をお願い申し上げます。

提出させていただきました各案件の内容等

につきましては、後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なご審議を賜り、原案のとおりご議決をいただきますようお願い申し上げます。

まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前10時02分）

○議長（北川嘉明） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成19年第3回太子町議会定例会（第408回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北川嘉明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番中島貞次議員、4番上山隆弘議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（北川嘉明） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月15日までの11日間に決定しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（北川嘉明） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案9件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表を

つけてお手許に配っておきましたからご了承承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手許に配っております一覧表のとおりです。このうち改發一郎監査委員には、本日の会議のみ出席要求をいたしておりますのでご了承承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（北川嘉明） 日程第4、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告です。

各常任委員会の委員長から会議規則第77条の規定に基づき、総務常任委員会が5月16日の委員会開催分、福祉文教常任委員会が5月18日の委員会開催分、経済建設常任委員会が5月14日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承承願います。

これで常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議長（北川嘉明） 日程第5、諮問第2号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 諮問第2号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員をお願いしております矢部要氏が、平成19年9月30日付をもって任期満了となります。矢部氏は、平成7年8月15日より人権の擁護及び

相談業務に熱意をもって活動していただいております、引き続き同氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町議会の意見を求めるものであります。

矢部氏の経歴は参考資料のとおりであります。

よろしく審議を賜り、原案に異議なしとの意見をいただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

上田議員。

○上田富夫議員 ちょっと私4年間議会を外れておりましたので、その間にちょっといろいろ変わったことができとんかと思うんですけども、大体町のいろんな役を委嘱する場合に70歳というのを一応、その辺を限界にして人選をしようということが以前は決まっておったと思うんですけども、いつからこういうふうに変わるようになったのか、お尋ねいたします。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 上田議員の質問でございますが、今までと私自身は人選の仕方は変わってないと、このように思っております。そうした中、この矢部氏は、先ほどの提案説明で申し上げましたように、平成7年8月からお願いいたしております。そして、上位の方では一応75歳を超しておればもうだめだということでございますが、当氏にとりましてはお元気で、そしていろいろの役職もこなしていただいておりますので、そうした面によりまして、加味した中で再度やっていただこうというところでご提案をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 12番上田富夫議員。

○上田富夫議員 いや、私このお方につい

て、人的にどうこうというつもりはさらさらないんで。そうじゃなしに、70歳ということ、たしか議会と当局との間で話し合って決めたと思うんです。それをまず最初に破ったのが、やめられた松本春雄議員やったと思うんです。

それで、あのときは確かに、ちょっとど忘れしましたが、民生委員やったですか、民生委員の人選のときに70歳ということで選ぶということやったんですけれども、70歳以上の方がなれたんで、それどうということやということで、全協でかなり議論した覚えがあるんです。そのときに松本議員は、それは知らなんだということで、知らなんだことはしやあないなということでその場は済んだと思うんですけども、あれだけの論議をやってきて、その後若干70歳を過ぎた方も任命されてきたとは私は記憶はあると思うんですけども、だけど原則やっぱりあれは生きていると思うんですけども、私の記憶違いですかね。この場ではちょっと私も確信は持てないんですけども、後でまた以前の記録を調べてみますけれども、たしか桜井議員や村田議員は多分ご存じやと思うんですけども、私の間違いでしょうか。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 人権擁護委員は、ご案内のように、法務大臣が任命されるわけなんです、これについては推薦時に65歳以下といえますか、そういったことがございます。再任については、75歳を超えないようにというようなことがございます。

今上田議員がおっしゃる70歳ということも、そういう申し合わせということ、私ははっきりとは記憶いたしておりませんが、ただ国の委員さんということでご理解いただきたい、このように思います。

法務省の方からも、先ほど申し上げましたように、推薦時には65歳以下の人、そして再任は75歳を超えないようにというような指導もございますので、そういった公文書で来ておりますので、今回町長が先ほど申し上げま

したとおり、人権について非常に熱意のある方でございます。現在74歳ということで、今回議会にお諮りしたということでございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 そりゃちょっと違うと思いますわ、今ずうっと答えてるのも。

先ほど上田議員がおっしゃったように、いわゆる就任時に70歳を、いわゆる任期を満了するときに70歳を超えてる人はやむを得ないと。で、選任する場合の基準としては、そのときに70歳を超えている人については考えなきゃいけないということで、これはもう八幡君の記憶っていうのはおかしいですよ。そういう面で言うたら、ずうっと何回も何回もやりとりしていったことじゃないですか。そういうこと言よんです、私は。

ただ、人権擁護委員について、先ほど説明しているように、就任時の65歳、それから再任の場合は75歳とか、こういうことについては再三説明があるわけですから、このことを人権擁護委員は特別こういう形で推薦をするってことで別枠にしておくのと、ほかの役職については選任同意に係るようなものについては、いわゆる就任時は70歳未満であれば、そういう弾力的なものではないかっていうことが、これまでの一つの議会との人事に関する約束事と、こういうふうに何回も議会運営委員会でもやってきたし、これまでも確認をしてきたことやからね。だから、そういうことを知らなかった、承知していなかったというようなことの答弁は許せないと、こう思うんですよ。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほども申し上げましたように、今回の人権擁護委員さんについては、国の公文書でご依頼が来てる範囲の中で議会にお諮りしているということでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 要は、人権擁護委員は別枠で進めたいというのは、一応こういことも人事に関することでごたごたごたごただれもがしたいわけでもないわけですよ。私も矢部さんについてはよく知ってますし、人格、識見、見識ともにこの分野では貴重な人だと思います。だけど、こういうふうに論議をしなければならぬというようなことにならないように、約束はやっぱり守っていくような、また事前のそういう説明も、これはいわゆる、この約束もはっきりしときたいと思いますが、たまたま校区がございまして、校区で順次選んでいくようなものについては校区でもよく当該関係議員に事前の働きかけもして、そして人選についても遺漏のないようにしていく。その基準はあくまで就任時には70歳未満と。こういうことについてはしっかり一つの約束でないと、こういう論議をしなければいけないということの方が人事に関してよくないことだと思います。そういう点で言よんですよ。

だから、人権擁護委員についても、本来だったらこういうことで取り組みたいというようなことも、所管の常任委員会もございまして、当然また議会運営委員会でもそういう計らいがあって当たり前だと思うんです。だから、そういうことを上田議員も以前からの経過というのはそういうものではなかったかと、こういうことをただされておると、こう思うんです。いかがですかね。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議員がおっしゃるのを私も承知いたしております。というのが、1つは校区の議員さんにある程度のお話ということも前にも聞いたことが、ただ新しく選ぶときには、それは手抜きなく私もご指摘いただいたとおりやっているつもりですが、今回再任ということでそういったことがなかったかもしれません。ただ、委員長ご存じのように、議運でもお話しし、それから総

務の常任委員会でもお話をしているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

9 番嶋澤達也議員。

○嶋澤達也議員 先ほどからお話を聞いておりますが、副町長、国から来てる規約ですか、それまたお手すきのときにコピーいただけますか。それがあつたら、もう一目瞭然で副町長のおっしゃること理解しやすいんで、すいませんが、国から今来とると言うたつたでしょう。

その一部だけで結構ですから提出してください。お願いします。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 公文書としてももちろん当然来ておりますので、公開の対象にもなっておりますので、議員おっしゃることにはやぶさかではございませんが、今見ないと信用できないというようなふうにもとられかねないようなご意見というのか、ご質問であったように思います。

私どもは公文書に従って、それについてはやはりコンプライアンスというものがございしますので、議員にはお諮りしているつもりでございます。議員おっしゃるように、コピーということであれば、その部分についてのまたお示しはできると思います。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 9 番嶋澤達也議員。

○嶋澤達也議員 副町長おっしゃることは分かりますが、私の言いたいのは、私どもいろんな資料を収集して、見て、読むというちょっとなかなか時間が難しかったんで、このたびは。すいませんが、参考資料として見せていただけないか、コピーをちょうだいできませんかということをお願いしとるわけです。決してどうのこうの言うとなじゃない。参考資料として覚え事ですので、すいませんが、よろしくお願いします。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はございま

せんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、諮問第 2 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、諮問第 2 号は原案のとおり推薦することに決定しました。

~~~~~

日程第 6 報告第 1 号 平成 18 年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（北川嘉明） 日程第 6、報告第 1 号平成 18 年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 報告第 1 号平成 18 年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

本案件につきましては、平成 18 年度一般会計において設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ちゃんとこれ、もうちょっと中身を説明せんといけませんよ。説明してください。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 今回のこの繰り越しにつきましては、17年度に審議会に諮問しまして、その答申を受けまして、その現在の公園事業の再検討といいますが、内容の検討をするといったことの契約でございます。これは、たしか3月にも報告させていただきましたが、財政事情の問題とかいろんな問題を検討しながらこれを進めておりましたんですけども、十分な結果が得られなく繰り越したということでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 今何で私がこんなこと言うたかというたら、議員はかわってるんやね。3月にこの説明をしたから、そのとおりですから計算書はこうですと。内容はどうかということはちゃんと議員がかわって、いわゆる任期満了で選挙が行われた結果ですから、このときにきちっと説明していなかった。議員が継続だったら、私はこんなことは言わなかったんですよ。その辺のところも含めてと、それからそのときにも言いましたように、この総合公園事業そのものについては基本的に繰越計算して繰越財源として使うわけですけども、その使い方としては、今の財政事情を含めて抜本的に再検討をするということと、用地は取得するけれども、後の事業についてはよく検討していかないといけない。さらには、本来住民参加で基本的に検討し直して、そしてそれぞれの英知を結集した中で経費をかけないような形で公園整備を行うと、こういうふうなことも意見を言ってきてるんですが、そういう点では後に検討もしていると思うんですけども、その対応について、この際説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） それでは、始めにこの事業ですけれども、全体の契約金額は404万2,500円ということで、18年度の進捗率が26.5%ということでございます。

それで、前回では説明できてなかったんですけども、繰り越しした関係上工期は平成19年12月25日ということで、現在繰越契約をいたしております。

それで、事業の中身でございますけれども、やはりこういう財政状態の中でどれを減額といたしますか、少なくするといったことの検討の中で、配置問題も考えた中で十分検討しているといったことでございまして、基本的にはやはり大きな場所を占めます野球場の問題が出てくるかと思えます。ですから、その野球場の配置の問題、あとその利用を多目的にするか、野球場だけのものに限定するかといったことも検討した中で、今後十分内部で検討した中で対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

12番上田富夫議員。

○上田富夫議員 ちょっと木で鼻くくったような答弁なんやけど、例えばよく言われるんやけども、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、こんなこと言われたてさっぱり分からへん。議員で分かっとっての人あるんかな思うんです。というよりも、こういう規定によるということを文書で説明した方がいいんじゃないですか、こういう説明の場所。書くのはこれでええですよ。で、繰越明許というのは、今も聞いたんですけども、野球場のことというよりも全体的にあの事業を、その事業をにかかるということを出してきたときからこの問題は出とったわけですよ、野球場は、スタンドまで設けてどないするんかという話まで。で、あなたが強行的にやるんやと、財政的には大丈夫やと出てきたんやね。ここへ来て財政的にいろいろ問題

が出てきたからこうするとおっしゃるなら、当初のもくろみよりも財政的にはこういうふうに変うていったと、あるいは民意はこういうふうに変ったから変えるんやと、そういう説明をきちっとすべきやないですか。だから、今基本計画の修正事業をやっとなやという、それぐらいな最低限説明がないと、これ何のためにやっとなかということが全然我々は分からんわけなんですけども、再度その辺を説明いただけますか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） この当初からやはり財政事情といえますか、税収の問題のことで事業が当時から比べたら縮小せざるを得ないといったことから、現在1回目には平成13年に見直ししております。その後、今回19年、本来であれば18年ですけども、19年度にまたがりまして再度見直しするといったことで、その中身につきましては、いろいろ皆さんご意見はあろうかなということは思います。そういった中で、今現在南半分が残っております。それと、山の部分も残っておりますけども、主に南半分の大きな施設としましたら、野球場と現在まだ予定に入っておりますプールがございます。この辺につきまして規模を縮小するのか、施設を縮小するのか、そういった中を検討していきたいと。それに伴いまして、当然配置計画も変わってくるといったふうなことで、今現在検討してるといったところでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑は。

12番上田富夫議員。

○上田富夫議員 いや、だからそこんところや。最初出したときには一番ベストなもんを出してったんでしょ。それを縮小するとか変えるとか、なぜそうせないかんかという理由の説明がないわけなんです。

最初出したときには、これが一番ええ言うて出してっただんでしょ、あなた方。我々は、我々はどうか別にして、私はそれはどうですかという疑問を呈してっただけです

よ。だけど、そうでないと。我々が研究した方が間違いなく立派で正しいとおっしゃって事業を進めてこられたんです。ここへ来て、いやちょっと縮小せなあかんのやと軌道修正するんやと言うんなら、それはある種間違いを認められたんでしょ、当初の提案のときの。それはきちっとやっぱり住民に対して、こういうことでこうなったという説明はせんと。リーダーとしての一番僕は資質としては、人の意見を聞くということが何よりも大事なことやと思うんで、だから当初いろんなこと言うてきたんやけども、それを聞いてされたのか、その辺もきちっと明らかにして、やっぱりそれ一つ一つの事業に対する責任、だれが責任持つんじゃということを明確にやっぱりしていくということは大事やと思うんです。だから、再度その辺の説明、なぜ変わってきたんかと、財政の見通しがこうなったというその説明もあわせてお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 議員もご承知のとおり、計画当初はやはり平成の大合併前でございました。そうした中で、やはり中心になるべき総合公園の中でいろいろな施設を盛り込んでいき、そして立派なものに仕上げていくという計画を立てておりました。しかし、昨今の財政状況厳しくなる中で、そうした華美と申しますか、華美までは申しませんが、ぜいたくなものは必要ない、最小必要限度のもんでいいんじゃないかというようなことで計画を練り直しているところでございますし、やはり昨今の財政状況をかんがみますと、規模的に内容的に質素なものにしていくべきではないかということで検討を加えておるところでございますので、その点はご理解をお願いしたいと思います。

それから、先ほど議員申されました繰越明許費についての146条の2項という点でございますが、これは、普通地方公共団体の長は繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは翌年度の5月31日までに繰

越計算書を調製し、次の会議において議会に報告しなければならないという項目でございます。そうしたことによりまして、今回、後の案件もございますので、こうした議会の承認を受けて報告をさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

~~~~~

日程第7 報告第2号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（北川嘉明） 日程第7、報告第2号平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 報告第2号平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

本案件についても、前の報告第1号と同様、平成18年度介護保険特別会計において設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものがあります。

なお、詳細については部長の方より説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 報告第2号につきまして詳細説明を申し上げます。

この繰越明許につきましては、平成18年度

の介護保険特別会計（第4号）補正で計上させていただいたものでございますが、ちょうど国庫補助の事業でございまして、予算の成立というのが非常に年末押し迫った時分でございました。3月の段階での補正でございましたんですが、当然予算成立後の期間ということもございまして、19年度への繰り越しという事業内容でございます。

このシステム改修の事業になるんですが、これは医療保険制度の改正に伴うものでございまして、具体には高額医療及び高額介護の合算療養費制度といいますが平成20年4月に始まります。その平成20年4月に導入をしなければならないシステムでもあるわけでございます。これらのシステム改修に伴います金額が210万円ということでございまして、これらの制度の概要につきましては、もう既にご承知かと思うんですが、医療保険並びに介護保険、双方におきますところの自己負担というのがございますが、それらの比率に応じて案分した額をそれぞれが負担し合って、その合算した上限額、年額で、一般の所得者につきましては大体年額56万円という金額が今出ておりますが、その上限額をもってするというところでございます。

このシステムで、私どもが事務のところはどういった点で使うかと申しますと、介護保険の方がキーになってまいります。介護保険の方と医療保険の方が完全にオンラインで結ばれるというような形で、介護保険からは証明書の発行、当該者の証明書の発行事務がございまして、あわせまして、それらの合算でございまして、事務手続、支払い事務がなされるといった事務にこのシステムが使われることになっております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

~~~~~

日程第8 報告第3号 町の出資等に係
る法人の経営状況の報告につ
いて

○議長（北川嘉明） 日程第8、報告第3号
町の出資等に係る法人の経営状況の報告につ
いてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由
の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 報告第3号町の出資等
に係る法人の経営状況の報告について説明さ
せていただきます。

本案件につきましては、本町が兵庫県町土
地開発公社へ出資していることから、地方自
治法第243条の3第2項の規定により、その
経営状況を議会に報告させていただくもので
あります。

この243条の3第2項と申しますのは、財
政状況の公表等ということでございまして、
普通地方公共団体の長は第221条3項の法人
について、毎事業年度政令で定めるその経営
状況を説明する書類を作成し、これを次の議
会に提出しなければならないという条例でご
ざいます。よろしく願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わ
りました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私はこの県土地開発公社の
関係事業についていつもこういうふうにただ
すわけですが、一応この決算書類を見ても
管理経費が約300万円ですか、この
300万円は工夫をされてきたとは思いますが、
さらにこの全体の事業の規模からいたしま
してもこの関係費の節減ということが大事
でありますし、自主的な事務事業が当該自治
体で行われるというようなことの中でもこの

節減を図ることと、それから内容を見ても分
かるんですが、本町の場合でも総合公園用地
の取得で本年度で一応土地として残るのが
18年度末は7,500万円余りです。実際18年度
の買い戻し額の中を見ても分かりますよう
に、元金相当額と利息相当額を比較してもら
っても利息相当額が非常に大きなウエートを
占めると。こういうことについての当該借入
先との交渉を含めて経費を節減していくこ
と、こういうことが土地開発公社としてきち
っと行われたいといけないと思うんですけれ
ども、これらのことについてどういう対応を
してきたか、この際説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 管理経費の節減に
ついて、まず第1点申し上げます。

平成18年度の事業報告は、お手許にお配り
しているとおりでございますが、中ほどから
合い紙が入りまして、平成19年度県町土地開
発公社事業計画及び資金計画の中では人件費
の方が削減をされたというふうに土地開発公
社の事務局から説明を先般聞いたところでご
ざいます。

人件費の削減の中身につきましては、現在
おります職員1名を兵庫県町村会の方に転籍
をさせたということを聞いております。

それから、金利の関係でございますが、今
現在19年度でとりあえずのこの公社で抱えて
る分は14年度からスタートしまして19年度で
終了するわけですが、当初借入れのときに、
当然利率につきましては入札に付し一番
安いところと契約をしておりますので、その
契約に基づいて執行し、そして19年度末を迎
えると買い戻しが終了するというところでござ
います。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 全体的には今の事情からし
て、そういう折衝もしていけないといけない
んじゃないかというて私は言うとなんですわ、

公社の中、公社自身が。そういうことでないと全体の経費は節減できないし、今後利用する上でもこういう問題が出てくるわけですから、その点でこの公社の運営っていう点では大事なことかと思ってるんで、公社に意見が反映されないようなことではいけませんから言ってます。いかがですか。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） ご承知のとおり、私も合併後この役員に理事として名を連ねております。そして、その中でこの土地開発公社も、今財政課長が申し上げましたように、なかなか厳しい運営になってきております。と申しますのが、だんだん事業量が落ち込んできておる現状でございます。その中でこの行政改革という意味では職員の1名減、そして今現在は町村会の事務局長が1名理事を兼ねており、あと一名の職員でもってこれを運営しておるというところでございます。

また、利率等につきましても、会議の中ではやはり折衝には十分競争原理を働かせて少しでも安いところということで、これは町の方がほとんど業務的にはやっていきますので、そうした面我々も十分考えて執行していきたいと、このように思います。会議の中ではそうした面は絶えず出ておりますので、その点をあわせて、また今後ともやっていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

お諮りします。

本日の日程第9、承認第1号から日程第13、議案第35号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第9 承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（北川嘉明） 日程第9、承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 承認第1号専決処分したものに付き承認を求めることについてであります。本案件は太子町税条例の一部を改正する条例であります。

本件は、平成19年度の地方税制改正として地方税法の一部を改正する法律等が平成19年3月30日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、関係する太子町税条例の一部を改正するものでございます。

その改正の主な内容は、町民税につきましては上場株式等の譲渡所得に係る特例措置の延長等であります。また、固定資産税につきましてはバリアフリー改修された住宅の減額措置等でございます。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました承認第1号専決処分しました太子町税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

本件は、平成19年度の地方税の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成19年3月30日に公布され、4月

1日から施行されることにより、3月30日付で専決処分させていただいたものでございます。

改正点についてご説明申し上げます。

第23条は、法人課税信託の引き受けを行う個人について、法人税割の納税義務者に新たに追加し、法人課税信託の引き受けを行う人格のない社団等においては法人とみなす改正で、信託法の施行日から施行となります。

第31条は、法人税法の定義が第23条第1項第5号で規定されたことによる用語の整理で、同じく信託法の施行日から施行となります。

第95条は、たばこ税の税率は平成18年7月1日に改正され、附則第16条の2に特例税率として規定されましたが、旧3級品以外は本則税率とするための改正で、平成19年度から施行となります。

第131条は、特別土地保有税の課税において政令の引用条項に変更が生じたことによる条文の整理で、平成19年度から施行となります。

附則第10条の2は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の確保を目的に、一定のバリアフリー改修が行われた住宅に対する翌年度分の固定資産税を100平方メートルまでを限度として3分の1減額する条文の追加で、平成19年度から施行となります。

附則第11条の3は、鉄軌道用地が鉄道施設と商業等施設とに複合的に利用される土地について課す平成19年度または平成20年度の価格の特例を規定する条文の追加で、平成19年度から施行となります。

附則第16条の2は、たばこ税の税率は旧3級品以外を第95条で規定することとなったため条文を整理するもので、平成19年度の施行となります。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例において、租税特別

措置法の引用条項に変更が生じたことによる条文の整理でございます、平成20年度から施行となります。

附則第19条の2は、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例において、証券取引法の題名が金融商品取引法と改正されたことによる条文の整理で、証券取引法等の一部を改正する法律の施行日から施行となります。

附則19条の3は、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例が1年延長となったことによる改正で、平成19年度から施行となります。

附則第20条は、特定中小会社、いわゆるベンチャー企業の株式を譲渡した場合の町民税の課税の特例が2年延長となったことによる改正で、平成19年度から施行となります。

附則第20条の4は、個人が支払いを受ける租税条約適用配当に係る町民税の課税の特例が1年延長となったことによる改正で、平成19年度から施行となります。

附則第20条の5は、町民税の所得割の納税義務者が租税条約の相手国の社会保障制度下で支払った保険料が社会保険料控除として所得控除に追加されたことによる改正で、平成19年度以降に支払ったものが適用となります。

以上で承認第1号専決処分したものに付き承認を求めることについて、太子町税条例の一部を改正する条例の詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第10 承認第2号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（北川嘉明） 日程第10、承認第2号専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町国民健康保険税条例の一部を

改正する条例の制定について)を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(北川嘉明) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 承認第2号専決処分したものに付き承認を求めることについてありますが、本案件は太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本案件につきましても、承認第1号と同様、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成19年3月30日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正したものでございます。

改正の内容は、医療分の上限額が見直され、基礎課税限度額に3万円上乘せし、53万円から56万円に改正するものであります。

基礎課税限度額の見直しは平成9年度以来10年ぶりで、被保険者の一部の方には負担増となりますが、国民健康保険事業の財政状況、被保険者の加入実態、そして地方税法施行令改正の趣旨を踏まえ、この条例の一部を改正するものでございます。

よろしく審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長(北川嘉明) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第11 議案第33号 政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(北川嘉明) 日程第11、議案第33号政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(北川嘉明) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第33号政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、証券取引法が金融商品取引法に改称されたことにより法の題名が改正されましたので、証券取引法を金融商品取引法に改めるものであります。

また、あわせて株式及び株券に係る規定について、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律の字句と整合を図るため改正するものであって、これによる内容の変更はありません。

また、これに伴い、号番号を繰り上げる改正も行っております。

施行日につきましては、証券取引法を金融商品取引法に改正する部分につきましては証券取引法等の一部を改正する法律の施行日から施行し、その他の部分は公布の日からとしております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長(北川嘉明) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第34号 太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(北川嘉明) 日程第12、議案第34号太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(北川嘉明) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第34号太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

現在障害者自立支援法第15条の規定に基づき、5名の委員による合議体として太子町障害程度区分認定審査会を運営いたしております。本年3月任期満了による委員の人選に際し、たつの市揖保郡医師会より2名の医師枠委員については、予備の委員3名を加えた計5名の医師委員を選任するよう依頼がございました。介護認定審査会では既に同様の措置をとっており、本審査会においても委員の定数を増員し、委員が審査会に出席できない状況が発生した場合など、緊急時に備えるものであります。

実質の審査機関である委員会は、当審査会委員の中から会長が指名する5名の委員で審査判定業務を行うこととしております。

なお、附則の第2項においては、この条例の施行に伴い任命された委員の任期については、既に平成19年4月1日に任命している5名と任期を合わせるため、平成21年3月31日としています。

よろしく審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第35号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第13、議案第35号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由

の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第35号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成19年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴うものであります。

改正趣旨といたしましては、最近の社会経済情勢にかんがみ、非常勤消防団員等に関する損害補償に係る損害基礎額の加算について、配偶者以外の3人目以降の扶養親族に係る加算額を2人目までの扶養親族に係る加算額と同額に引き上げることであります。

具体的に申し上げますと、第5条第3項において配偶者以外の扶養親族に係る加算額が2人目までと3人目以降に区分されていた規定を区分をなくし、一律1人につき200円と規定するものでございます。

また、附則の第2項において、経過措置として平成19年4月1日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く損害補償並びに平成19年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに平成19年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、改正前の条例が適用されます。

よろしく審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月6日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時08分）